

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡県古賀市谷山字後田758番1

氏名 有限会社安原商会  
代表取締役 安原 誠一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 3年 10月 13日

許可の有効年月日 令和 8年 10月 12日

- 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）  
中間処理（圧縮梱包）：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、軟質系に限る。）、紙くず 以上2品目  
中間処理（溶融固化）：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。） 以上1品目  
中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上7品目  
中間処理（破砕）：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず 以上3品目  
中間処理（圧縮固化）：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず 以上3品目  
以下余白
- 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）  
圧縮梱包施設：設置場所 福岡県古賀市谷山字後田758番1  
設置年月日 平成13年12月1日  
処理能力 153t/日（8時間）  
溶融固化施設：設置場所 福岡県古賀市谷山字後田754番4  
設置年月日 平成18年7月18日  
処理能力 1.6t/日（8時間）  
選別施設：設置場所 福岡県古賀市谷山字後田754番4  
設置年月日 平成20年3月22日  
処理能力 36t/日（8時間）

（以下裏面記載）

破碎施設：設置場所 福岡県古賀市谷山字後田758番1  
設置年月日 平成29年4月10日  
処理能力 廃プラスチック類 4.64t/日(8時間)  
紙くず 3.52t/日(8時間)  
木くず 4.56t/日(8時間)

圧縮固化施設：設置場所 福岡県古賀市谷山字後田758番1  
設置年月日 平成29年3月31日  
処理能力 4.06t/日(8時間)

以下余白

3. 許可の条件

- (1) 中間処理(選別)に係る処理前産業廃棄物の保管数量は16m<sup>3</sup>以下とすること。
- (2) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(木くず、繊維くず、ゴムくず)の保管数量はそれぞれ4m<sup>3</sup>以下とすること。
- (3) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ガラスくず等)の保管数量は8m<sup>3</sup>以下とすること。
- (4) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ふるい下残さ)の保管数量は9m<sup>3</sup>以下とすること。
- (5) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(廃プラスチック類)の保管数量は16m<sup>3</sup>以下とすること。
- (6) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(紙くず)の保管数量は7.9m<sup>3</sup>以下とすること。
- (7) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理後産業廃棄物(廃プラスチック類、紙くず)の保管数量は16m<sup>3</sup>以下とすること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 1月 9日 変更許可により中間処理(選別)及び中間処理(破碎)の追加  
平成23年10月13日 更新許可  
平成28年10月13日 更新許可  
平成31年 4月24日 変更届出により中間処理(破碎)に係る取扱品目(金属くず、ガラスくず等、繊維くず、ゴムくず)の廃止  
令和 元年 9月 9日 変更許可により中間処理(圧縮固化)の追加  
令和 3年10月13日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無